

平成26年より 証券税制が大きく 変わります!

- ① ^{ニーサ} NISA口座(少額投資非課税口座)^(注1)で購入した上場株式や株式投資信託等の売買益及び配当金等が**非課税**^(注2)になります。
- ② 上場株式等の売買益及び配当金等に対する税率が**20%**^(注3)になります。

今後の証券税制のイメージ



(注1) NISAは、少額投資非課税制度の愛称です。

(注2) 平成26年1月1日以降、各年の1月1日時点において20歳以上の方はNISA口座を開設できますが、このNISA口座では年間100万円の範囲で上場株式や株式投資信託等を購入でき、その上場株式や株式投資信託等の売買益や配当金等が5年間非課税となります。

(注3) 復興特別所得税は考慮していません。

(注4) 上場ETF・REITの売買益や分配金、公募株式投資信託の普通分配金や解約・償還益を含みます。

公社債等の 税制が大幅に 変わります！

- 1 公社債・公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の売買損益や配当金等と**通算**できるようになります^(注5・6)。
- 2 公社債・公社債投資信託が**特定口座の対象**になります。
- 3 公社債・公社債投資信託の**売買益が課税対象**となります。

平成28年1月

公社債等の利子^(注6)

20%^(注3) (源泉分離課税)
上場株式等との通算不可

公社債等の売買損益

非課税
上場株式等との通算不可

公社債の償還損益

累進税率(総合課税)
上場株式等との通算不可

20%^(注3)
(申告分離課税)
上場株式等との通算可

(注3) 復興特別所得税は考慮していません。

(注5) 公社債の売買損や償還損(デフォルトによる損失を含みます。)が考慮されるようになります。

(注6) 公募公社債投資信託やMRF・MMF等の普通分配金、公募公社債投資信託の解約・償還損益を含みます。